

4 月 NEWS

【1】 税制情報

- 平成 29 年度改正により、定期同額給与の対象範囲が拡大される。

現行の定期同額給与については給与の「額面」が同額でなければ損金不算入とされているが、改正後は、いわゆる「手取り」が同額の場合であっても、定期同額給与として損金算入が認められることになる。

- 平成 29 年度税制大綱

定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期同額給与を加える。

- 手取りが同額であれば額面を損金算入できる

具体的には下記イメージのとおり、例えば、X 年 6 月から個人住民税額が変更、X 年 10 月から社会保険料が変更された場合には、各月の額面の額は同額ではないものの「手取り」は同額であるため、定期同額給与として額面の合計 1,552 万円の損金算入が認められる事になる。

同改正は、法人税法施行令で規定され、本年 4 月 1 日から適用される。

支給時期	額面	手取り	支給時期	額面	手取り
X 年 4 月	128 万円	100 万円	X 年 11 月	130 万円	100 万円
X 年 5 月	128 万円	100 万円	X 年 12 月	130 万円	100 万円
X 年 6 月 (個人住民税額の変更)	129 万円	100 万円	X+1 年 1 月	130 万円	100 万円
X 年 7 月	129 万円	100 万円	X+1 年 2 月	130 万円	100 万円
X 年 8 月	129 万円	100 万円	X+1 年 3 月	130 万円	100 万円
X 年 9 月	129 万円	100 万円		計 1,552 万円 (損金算入 OK)	計 1,200 万円
X 年 10 月 (社会保険料の変更)	130 万円	100 万円			

【 4月の主な税務 】

4月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
4月10日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月1日	2月決算法人の確定申告
5月1日	2月、5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
5月1日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
5月1日	8月決算法人の中間申告
5月1日	消費税の年税額が400万超の5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
5月1日	消費税の年税額が4,800万超の1月、2月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)

【 スタッフの一言 】

福岡市内でも桜が咲き始め、お花見のシーズン到来といった感じですが、日中に比べて朝晩はまだまだ冷え込みます。私自身は先月末から体調を崩してしまい散々な目にあいました。皆さん体調管理には注意しましょう。

中尾